

## 平成 25 年度 安城市事業仕分け実施要領

## 1 趣旨

安城市が実施している事務事業（公共サービス）について、予算の削減ありきではなく、事業の必要性や事業手法が適切かどうかを市民とともに考えるための事業仕分けを円滑に実施するため、必要な事項を定める。

## 2 事業の選定

## (1) 選定基準

全事務事業のうち、次に掲げる選定基準に該当する事業から候補を選定する。

- ア 事業の方向性が「拡大」、「維持・継続」である事業（「休止・廃止・終了」又は、「縮小・統合」は除く。）
- イ 事業の実施にあたり、事業範囲、経費等について、市の裁量余地がある事業（内部管理事務や形式的に受け付け、交付する事務などの定型事務は除く。）
- ウ 2年以上継続的に実施している事業
- エ 年間事業費が、1千万円以上の事業
- オ 平成23年度及び平成24年度に事業仕分けを実施した事業を除く。

## (2) 選定の視点

次に掲げる視点により対象事業を選定する。

- ア 時代の変化、市民ニーズに的確に対応しているか。
- イ 市民、地域団体、企業等の民間活力を活かすべきではないか。
- ウ 事業の効果が類似しており、廃止や統廃合を検討できないか。
- エ 受益者負担などの費用負担やコストは適正か。
- オ 事業目的に対し、適切な事業手法になっているか。

## (3) 選定の手順

## ア 1次選定

選定基準により200事業程度を抽出する。

## イ 2次選定

アから市として外部の視点で意見を聞く必要があると考えられる事業を選定する。

## ウ 3次選定

イから事業仕分け委員会で仕分け対象となる7事業を選定する。

## エ 4次選定

イからウを除外した事業からeモニター制度（事前登録者に対して、インターネット等を利用したアンケート制度）を活用し、対象事業のアンケートを実施し、その結果から7事業を選定する。

## オ 対象事業の決定

ウ及びエにより、対象となる14事業を決定する。

## 3 事業仕分けの事前準備

## (1) 市民判定人の募集

事業仕分けの判定を行う市民判定人を選出するため、無作為で抽出した市民に対して募集を行う。

## (2) 模擬仕分け等の実施

事業仕分けでの議論を充実したものにするため、仕分け人、市民判定人及び職員を対象に、概要説明及び模擬仕分けを実施する。

また、仕分け人を対象に対象事業の論点整理及び施設見学を実施する。

## 4 事業仕分けの実施

## (1) 実施日

平成25年8月24日(土)、25日(日)の2日間

## (2) 会場

会場 市文化センター3階大会議室

## (3) 対象事業数

14事業(7事業×1チーム×2日間 1事業あたり45分)

## (4) 構成員及びその役割

事業仕分けチームの構成は、次のとおりとする。

ア コーディネーター(事業仕分け全体の進行管理を行う。)

イ 仕分け人(外部の客観的な視点から事業について議論する。)

ウ 市民判定人(事業仕分けの議論を聴き、事業の要・不要などを判定する。)

## 【チームの構成】

役割	選出区分
コーディネーター(1人)	構想日本
仕分け人(5人)	事業仕分け委員会委員
	〃
	〃
	〃
	構想日本
市民判定人(20人程度)	満18歳以上の無作為抽出市民

## (5) 仕分け作業の進め方

ア 事業説明(約5分): 事業担当職員(原則として課長)は、事業仕分け評価シートに基づき、事業の要点及び補足事項等について、簡潔に説明する。

イ 仕分け(約30分): 仕分け人は、事業担当職員に対して質疑応答を行い、事業のあり方等について議論を行う。

ウ 市民判定人の意見発表(約5分): 市民判定人は、事業仕分けの議論を踏まえて意見を発表する。

エ 判定(約5分): 市民判定人は、事業仕分けの議論を踏まえ、(6)の区分に従い判定する。その後、コーディネーターは、判定結果の得票数を集計し、

多数となった判定区分をチームの判定として結果を公表する。ただし、市民判定人の判定区分が同数の場合、コーディネーターがチームの判定を決定する。

(6) 仕分け判定の区分と主な判定内容

判定区分	判定内容
不要	①手段が目的化している ②達成手段として不適當 ③効果なし（薄い）・逆効果 ④サービス受給者の自助努力・自己負担 ⑤行政の役割終了、民間実施（税投入の必要なし）
ゼロベースで見直し	①事業のあり方をゼロベースで見直し ②廃止も含めて検討 ③他との重複（事業の統廃合） ④今のままなら不要
実施主体の見直し	①規模が全国的、県域的、広域的 ②全国一律のサービスであるべき ③県下一律のサービスであるべき ④広域での一律のサービスであるべき ⑤影響が広範囲
市が実施（要改善）	①市民サービス（支給額等）の見直し ②市民サービス対象範囲の見直し ③事業の手法、内容の一部見直し又は一部廃止 ④市民協働の推進・拡大 ⑤民間委託実施・拡大 ⑥指定管理者制度の導入 ⑦入札等における競争性の強化 ⑧自主財源確保 ⑨受益者負担等の見直し
市が実施（現行どおり・拡充）	①現行の内容で市が実施すべき ②拡充を図り市が実施すべき

5 事業仕分け結果の公表

事業仕分けの結果は、直ちに会場で掲示する。また、後日、市公式ウェブサイトで公表する。

6 事業仕分け結果の活用

事業仕分けの結果は、市の最終決定ではない。市は、結果を参考に、委員会の意見を踏まえて「事業仕分け判定結果に対する取組方針」を策定し、公表する。